

一般社団法人日本インディアカ協会制定

インディアカ 審判員 規程

昭和62年 4月 1日制定
平成 3年 4月 1日改定
平成 7年 8月24日改定
平成19年 4月 1日改定
令和 5年 4月 1日改定

＜第1章＞ 総 則

第1条 この規程は、一般社団法人日本インディアカ協会（以下「日本協会」という）定款第5条（4）に基づいて、インディアカ審判員（以下「審判員」という）の種類と名称、任務、資格およびその認定するに必要な事項を定める。

第2条 この規程は、審判員を養成し、資質の向上を図り、生涯スポーツとしてのインディアカの普及発展に資することを目的とする。

第3条 この規程でいう認定とは、審判員の資格を得ようとする者（以下「受講者」という）を審査して合否を決め、合格者が所定の手続を経て登録し、公認されるまでを総称する。

第4条 この規程で認定する審判員は、次の3種とする。

- (1) 公認審判員
- (2) 公認上級審判員
- (3) 公認統括指導士

＜第2章＞ 審判員の任務

第5条 公認審判員は、市区町村協会および都道府県主催の主審・審判、運営にあたる。

第6条 公認上級審判員は、インディアカの理論と実技に精通し、日本協会およびブロック主催の主審・全国レベルの審判、運営にあたる。

第7条 公認統括指導士は、インディアカの理論と実技に精通し、日本協会およびブロック主催の主審・全国レベルの審判、運営、組織指導者として審判員の養成と育成、組織の運営にあたる。

＜第3章＞ 審判員の認定

第8条 この認定は、日本協会又は、都道府県協会公認審判員審査委員会（以下「審査会」という）がこれを行なう。

第9条 日本協会は、認定業務を遂行するために各都道府県協会に認定業務を担う者若干名を委嘱することができる。

〈第4章〉 審判員の資質

第10条 公認審判員は、次の各項に該当する者とする。

1. 審判員にふさわしい性格、教養を身につけていること。
2. 審判技術の基礎を身につけていること。

第11条 公認上級審判員は、次の各項に該当する者とする。

1. 審判員にふさわしい性格、教養を身につけていること。
2. インディアカに関する理論ならびに技術に優れていること。
3. 優れた審判技術をもち、判断能力が高いこと。

第12条 公認統括指導士は、次の各項に該当する者とする。

1. 審判員・指導者にふさわしい性格、教養を身につけていること。
2. インディアカに関する応用理論ならびに多様な技術に優れていること。
3. 最高の審判技術をもち、判定能力が高いこと。

〈第5章〉 認定講習会と審査

第13条 公認審判員認定講習会の主催者は、別に定める。

1. 公認審判員認定講習会の課程は、日本協会が定めるカリキュラムによる。
2. 公認審判員認定講習会および審査会は、随時開催する。
3. 受験資格および審査要領は、別に定める。
4. 主催者は開催期日と会場を公表するとともに日本協会にその旨届け出るものとする。

第14条 公認上級審判員認定講習会は日本協会が開催する。

1. 公認上級審判員認定講習会の課程は、日本協会が定めるカリキュラムによる。
2. 公認上級審判員認定講習会および審査会は、年1回以上実施する。
3. 受験資格および審査要綱は別に定める。

第15条 公認統括指導士認定講習会は日本協会が開催する。

1. 公認統括指導士認定講習会の課程は、日本協会が定めたカリキュラムによる。
2. 公認統括指導士認定講習会および審査会は年1回以上実施する。
3. 受験資格および審査要領は別に定める。

〈第6章〉 登録および更新

第16条 審査に合格した者は、受験申請した都道府県協会を通じて日本協会に登録しなければならない。登録の手続きについては、別に定める。

第17条 登録は、3年ごとに更新する。更新手続きについては別に定める。

1. 公認審判員は、登録更新にあたって、都道府県協会・市区町村協会の実施する研修会を任期中1回以上受けることが望ましい。

2. 公認上級審判員は、登録更新にあたって、日本協会の実施する全国研修会を任期中1回以上受けなければならない。但し研修会に参加できなかった場合は、任期中に日本協会主催の大会の審判任務を1回以上及び、都道府県大会の審判任務を2回以上務めることにより、研修会参加とみなすことができる。
3. 公認統括指導士は、登録更新にあたって、日本協会の実施する全国研修会を任期中1回以上受けなければならない。加えて全国大会に任期中1回以上参加することが望ましい。但し研修会に参加できなかった場合は、任期中に日本協会主催の大会の審判任務を2回以上務めることにより、研修会参加とみなすことができる。

第18条 審判員は、審判員証に記載された事項に変更があったときは、審判員証を添え1カ月以内に都道府県協会を通じて日本協会に提出し、その訂正を受けなければならない。

＜第7章＞ 審判員の資格の取消し

第19条 次の場合、審判員の資格を取り消しすることができる。

1. 本協会の会員の資格を失ったとき
2. 登録更新の手続きを怠ったとき
3. 審判員として逸脱した行為があったと認められたとき

付 則

1. この規程は、令和5年 4月 1日より施行する。